

第6回近畿圏大深度地下使用協議会の概要について

1. 平成30年8月20日（月）14時より、大阪合同庁舎第一号館第一別館2階大会議室において、第6回近畿圏大深度地下使用協議会が開催された。
2. 協議会では、現在、大深度地下使用法第10条に基づく認可の申請がなされている寝屋川北部地下河川について、認可庁より、同法に基づく使用認可手続についての説明、事業者より、本事業の使用認可の申請概要等についての説明が行われ、国の行政機関等による協議が行われた。主な内容は、以下のとおり。
 - (1) 使用の認可に関する処分の手続きについて
 - 国土交通省都市局都市政策課より、大深度地下使用法に基づく使用の認可に関する処分の手続きの流れについて説明があり、申請書の縦覧期間中に提出のあった利害関係人の意見書や、6月22日の公聴会における意見の概要、今月1日に行った学識経験者からの意見聴取の内容について説明がなされた。
 - (2) 寝屋川北部地下河川の使用認可の申請について
 - 事業者である大阪府（寝屋川水系改修工営所）より、認可の申請の概要について説明がなされた。
 - (3) 国の行政機関等による協議について
 - 協議会の場では、関係行政機関等からの発言はなかった。
 - 国土交通省より、大深度地下使用法では、協議会において協議が調った事項については結果尊重義務が定められているため、関係行政機関等におかれてはこの結果を尊重していただきたい、また、事業者におかれてはしっかりと対応していただきたい、との発言があった。

以上